様式第十二号（第117条第１項第１号関係）（平22農水経産令５・全改、平26農水経産令１・平30農水経産令２・令元農水経産令３・令２農水経産令６・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職名・氏名

月　次　報　告　書

（　　年　　月）

１．主要勘定残高　　（単位：百万円）

(1) 貸借対照表

科目		金額
流動資産計		
現金・預金		
預託金		
	委託者資産保全措置信託	（　　）
	商品取引責任準備預託金	（　　）
	委託者保護基金への預託・分離預託	（　　）
	委託者保護基金への預託・担保	（　　）
	その他の預託金	（　　）
トレーディング商品		
	商品デリバティブ取引	（　　）
	その他のトレーディング商品	（　　）
未収金		
	委託者等未収金	（　　）
	その他の未収金・立替金	（　　）
差入保証金		
	先物取引差入保証金	（　　）
	その他の差入保証金	（　　）
委託者先物取引差金		
短期貸付金		
前渡金		

前払費用		
未収入金		
未収収益		
その他の流動資産		
貸倒引当金（△）		
固定資産計		
有形固定資産		
	建物	（　　）
	土地	（　　）
	器具・備品	（　　）
	その他の有形固定資産	（　　）
無形固定資産		
	のれん	（　　）
	ソフトウェア	（　　）
	その他の無形固定資産	（　　）
投資その他の資産		
	投資有価証券	（　　）
	関係会社株式	（　　）
	長期未収債権	（　　）
	長期差入保証金	（　　）
	長期貸付金	（　　）
	長期前払費用	（　　）
	繰延税金資産	（　　）
	その他	（　　）
	貸倒引当金（△）	（　　）
繰延資産計		
資産合計		
流動負債計		

トレーディング商品	
商品デリバティブ取引	（　　）
その他のトレーディング商品	（　　）
預り金	
預り証拠金	（　　）
その他の預り金	（　　）
未払法人税等	
委託者先物取引差金	
短期借入金	
未払金	
未払費用	
前受金	
前受収益	
賞与引当金	
その他の流動負債	
固定負債計	
社債・長期借入金	
繰延税金負債	
退職給付引当金	
その他の固定負債	
引当金計	
商品取引責任準備金	
その他の引当金	
負債合計	
株主資本	
資本金	（　　）
新株式申込証拠金	（　　）
資本剰余金	（　　）
利益剰余金	（　　）

自己株式	（　　）
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	（　　）
新株予約権	
純資産合計	
負債・純資産合計	

委託者等未収金の無担保部分についての注記	金額
委託者等未収金	
うち無担保部分	

(2)　損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	
受取手数料	
商品先物取引に係る受取委託手数料	（　　）
商品ファンド販売手数料	（　　）
その他の受取手数料	（　　）
トレーディング損益	
商品トレーディング損益	（　　）
その他のトレーディング損益	（　　）
その他の営業収益	
営業費用	
販売費及び一般管理費	
取引所等関係費	（　　）
人件費	（　　）
役員報酬	（　　）
従業員給料	（　　）
その他の人件費	（　　）
不動産関係費	（　　）

	事務費	（　　）
	租税公課	（　　）
	減価償却費	（　　）
	貸倒引当金繰入額	（　　）
	その他	（　　）
営業損益		
営業外収益		
営業外費用		
	支払利息	（　　）
経常損益		
特別利益		
特別損失		
当期純損益		

(3)　その他

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
資産の部合計	
（負債の部）	
負債の部合計	
（純資産の部）	
純資産合計	

負　債　・　純　資　産　合　計	

（単位：百万円、％）

2．純資産額規制比率

(1)　純資産額規制比率の状況

資　産　合　計(A)		
資産の額から控除する金額(B)		
負　債　合　計(C)		
負債の額から控除する金額(D)		
法第211条に規定する純資産額(E) (E)　＝　(A)　－　(B)　－　(C)　＋　(D)		
リ　ス　ク　相　当　額(F)		
	市場リスク相当額	（　　）
	取引先リスク相当額	（　　）
	基礎的リスク相当額	（　　）
純資産額規制比率(G) (G)　＝　(E)　÷　(F)　×　100		

(2)　資産の額から控除する金額

流　動　資　産		
	委託者等未収金	（　　）
	関係会社に対する短期貸付金	（　　）
	前　渡　金	（　　）
	前　払　費　用	（　　）
一　般　貸　倒　引　当　金(Δ)		
固　定　資　産		
	無形固定資産	（　　）
	長期未収債権	（　　）
	長期貸付金	（　　）
	長期前払費用	（　　）
	繰延税金資産	（　　）
繰　延　資　産		

保有する有価証券	
関係会社が発行した有価証券	（　　）
他の会社又は第三者が発行したＣＰ又は社債券	（　　）
未公開株等	（　　）
第三者のために担保に供されている資産	
合計	

(3)　負債の額から控除する金額

商品取引責任準備金等	
長期劣後債務	
短期劣後債務	
合計	

（単位：百万円）

(4)　リスク内訳

市場リスク相当額	
金リスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
コモディティリスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
オプション取引	
その他市場リスク相当額	
取引先リスク相当額	
金関連取引	
貴金属関連取引	
その他のコモディティ関連取引	
短期貸付金	
未収入金	
未収収益	

委託者等未収金	
短期差入保証金	
保証債務	
保証予約	
その他取引先リスク相当額	
基礎的リスク相当額	
合計	

（単位：百万円、％）

3．委託者等資産保全措置の状況

(1) 商品市場における取引

①委託者等資産保全措置の状況

項目	金額
委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額(A)	
商品取引所又は商品取引清算機関に預託された証拠金の額(B)	
受渡しの決済のために商品取引所又は商品取引清算機関に預託された財産(C)	
保全対象財産(D) (D)＝(A)－(B)－(C)	
委託者等資産保全措置額(E)	
信託契約額	
委託者保護基金への預託額	
現金	
有価証券等	
保証委託契約額	
代位弁済委託契約額	
委託者等資産保全措置率(F) (F)＝(E)÷(D)	
委託者等資産保全措置過不足（▲）額(G) (G)＝(E)－(D)	

②取引証拠金預託猶予額

金融機関名	契約金額
合計	

③信託契約相手先別明細

信託契約の受託者	契約金額
合計	

④保証委託契約金融機関別明細

金融機関名	支払保証限度額
合計	

⑤委託者等資産保全措置額の残高推移表

日付	委託者等に係る負債から委託者に係る資産を控除した額	商品取引所又は商品清算機関に預託された証拠金の額	受渡しの決済のために商品取引所又は商品清算機関に預託された財産	保全対象財産	委託者等資産保全措置額	委託者等資産保全措置過不足（▲）額

（単位：百万円、千株）

⑵　外国商品市場取引

保全必要財産額			
金銭等		残高	内訳
管理の方法			
	預金又は貯金		
	特定信託		
	金銭信託		
有価証券等		残高	内訳
管理の方法			
	自己で管理		
	第三者による管理		
合計額			

⑶　店頭商品デリバティブ取引

保全必要財産額			
金銭等		残高	内訳
管理の方法			
	預金又は貯金		
	特定信託		
	金銭信託		
	カバー取引先への預託		
	媒介等相手方への預託		
有価証券等		残高	内訳
管理の方法			
	自己で管理		
	第三者による管理		
合計額			

4．取引の状況

①商品市場における取引の状況　（単位：数量）

商品又は商品指数	取引の種類	委　　託	自　　己	計

委　託　者　等　数	うち取引実績委託者等数

②外国商品市場取引の状況　（単位：数量）

商品又は商品指数	取引の種類	委　　託	自　　己	計

委　託　者　等　数	うち取引実績委託者等数

③店頭商品デリバティブ取引の状況　（単位：数量）

商品又は商品指数	取引の種類	媒　介　等	自　　己	計

委　託　者　等　数	うち取引実績委託者等数

（記載上の注意）

1．「1．主要勘定残高」については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。

2．「1．⑴貸借対照表」及び「1．⑵損益計算書」については、商品先物取引業者（令第28条各号に掲げる者を除く。）が記載すること。「1．⑶その他」については、商品先物取引業者（令第28条各号に掲げる者に限る。）が記載すること。

3．「２．純資産額規制比率」については、法第211条に規定する商品先物取引業を行う商品先物取引業者のみが記載すること。純資産額規制比率は、小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。

4．「２．⑷リスク内訳」における、「ロングポジション」及び「ショートポジション」については、それぞれの時価額を記載すること。

5．「３．委託者等資産保全措置の状況」については、委託者等からの預り金等を預金として取り扱っている者においては、記載することを要しない。

6．「３．⑴①委託者等資産保全措置率」については、小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。なお、「保全対象財産(D)」が零を下回る場合は「委託者等資産保全措置率(F)」及び「委託者等資産保全措置過不足（▲）額(G)」の記載は要しない。

7．「３．⑵外国商品市場取引」及び「３．⑶店頭商品デリバティブ取引」については、金銭等にあっては、法第210条第１項第２号に掲げる財産をいい、有価証券等にあっては、施行規則第98条の３第４項に規定する有価証券等をいう。

8．「３．⑵外国商品市場取引」及び「３．⑶店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあっては、施行規則第98条の３第１項第１号の信託契約に基づく信託をいい、金銭信託にあっては、施行規則第98条の３第１項第２号ロの信託契約に基づく信託をいう。

9．「３．⑵外国商品市場取引」及び「３．⑶店頭商品デリバティブ取引」については、預金又は貯金にあっては通貨ごとに記載し、有価証券等にあってはその種類ごとに記載すること。なお、「内訳」の欄については、管理方法が「自己で管理」の場合にあっては、その管理場所を記載し、それ以外の場合にあっては、預金等の相手方の商号又は名称及び当該相手方ごとの作成日残高を記載すること。

10．「３．⑵外国商品市場取引」及び「３．⑶店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあっては、報告対象月の末日における残高を記載（当該残高が特定信託必要額に満たない場合には、施行規則第98条の３第１項第１号への規定によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加された後の特定信託の残高を括弧書で付記）すること。

11．「４．取引の状況」については、商品市場における取引の状況にあっては、商品取引所別及び上場商品構成物品又は上場商品指数の種類別に取引数

量を掲載すること。なお、取引所の会員たる商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。

12. 「４．取引の状況」については、外国商品市場取引の状況にあっては、外国商品市場開設者別及び上場商品構成物品又は上場商品指数に相当するものの種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。また、取引所の会員たる商品先物取引業者において、「委託」の欄の記載にあたり、外国商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。

13. 「４．取引の状況」については、店頭商品デリバティブ取引の状況にあっては、店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数（商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。）の種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外国為替レートにより邦貨換算すること。

14. 「４．取引の状況」については、「委託者等数」の欄に、報告対象月の末日における商品取引契約を締結してる者の数を記載することとし、「うち取引実績委託者等」の欄に、報告対象月の末日における決済の結了していない取引を行っている者の数を記載すること。